

誰もが「ビジネスと人権」の当事者

～変わる一步は“意識”することから～

菅原 絵美さん

大阪経済法科大学国際学部 教授

近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっています。

企業による人権尊重の取組とは、何が求められており、またどんなことをすればよいのでしょうか。

大阪経済法科大学国際学部教授の菅原絵美さんに、お話をお伺いしました。



「ビジネスと人権」の問題意識は1970年代から

国内ではここ数年「ビジネスと人権」という言葉をメディア等によく見聞きするようになりました。「ビジネスは人権を侵害する可能性を常にはらんでいる」という問題意識と改善に向けた動きは、世界的には1970年代から始まっています。

1960年代から植民地の独立が相次ぐと同時に、先進国の企業が途上国に進出を始めました。そこで環境汚染問題や先住民の強制移動といった問題が生まれました。

一方で、ビジネスと人権に関する国際的な共通枠組みが成立したのは2010年代に入ってからです。平成23(2011)年、国際連合(以下、「国連」)の

人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されました。法的拘束力はありませんが、国家や国連機関、企業、市民社会に普及し、実行されています。

平成27(2015)年、国連から「持続可能な開発目標(SDGs)」が出されました。人権尊重は17ゴールすべてに組み込まれていますが、なかでも「ビジネスと人権」に深く関わるものとしてゴール8「働きがいも経済成長も」のターゲット7があります。この項目は劣悪な環境での労働を強いられている人をなくそうということですが、実現のためには、自社だけでなくサプライチェーン(原材料の調達から製造、販売を経て消費者に届くまでの一連の流れ)も含めた取組が不可欠であり、国際的な流れです。日本では、令和2(2020)年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が国によって策定されました。